

令和4年12月21日

適格消費者団体 特定非営利活動法人  
消費者支援ネットワーク いしかわ  
理事長 橋本 明夫 様

カーター記念黒部名水マラソン実行委員会事務局

申入書への回答について

令和4年11月24日付けCSNI第22-75号でいただいた申入書について、内容を検討させていただき、下記のとおり第41回大会より申込規約を適用いたします。

記

【第1項について】

現 行	また、過剰入金・重複入金の返金はいたしません。
修正後	削除

【第3項・4項について】

現 行	地震・風水害・降雪・事件・事故等、主催者の責によらない事由による開催縮小・中止の場合、参加料・手数料の返金は、行いません。(第3項) 新型コロナウイルス感染症等の疫病に伴い、大会が中止となった場合、開催中止の決定をした時点までに生じた費用等を勘案し、主催者が定める方法で返還の有無及び返還内容を決定します。(第4項)
修正後	地震・風水害・降雪・事件・事故・ <u>新型コロナウイルス感染症を含む疫病等</u> 、主催者の責によらない事由による中止の場合、参加料・手数料については、 <u>開催中止の決定をした時点までに生じた費用等を勘案し、主催者が定める方法で返還の有無及び返還内容を決定します。(新第3項)</u>

【第7項・8項・9項について】

現 行	大会開催中に傷病が発生した場合は、 <u>応急手当</u> を行います。以後の責任は負いません。(第7項) 大会開催中の事故、紛失、傷病(新型コロナウイルス感染症を含む)等に関し、 <u>主催者の故意、または重大な過失がある場合を除き、主催者は責任を負いません。</u> (第8項) 大会開催中の事故・傷病への補償は、主催者が加入した保険の範囲内とします。(第9項)
修正後	大会開催中に傷病が発生した場合は、 <u>応急処置</u> に限り対応します。(新第6項) 大会開催中の事故、紛失、傷病(新型コロナウイルス感染症を含む)等に関し、 <u>主催者の故意または重大な過失がある場合に限り対応します。</u> (新第7項) 大会開催中の事故・傷病への補償は、 <u>主催者の故意または重大な過失がある場合を除き、主催者が加入した保険の範囲内とします。</u> (新第8項)